

空知教育センター組合教育委員会会議規則

昭和43年6月6日
教育委員会規則 第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条の規定に基づき、教育委員会の会議（以下「会議」という。）その他議事の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 会議は教育長が必要であると認めるとき、または委員2人以上の者から書面で会議に付すべき事件を示して請求があったときに招集する。

2 会議の招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行う。

第3条 委員は、遅参、退席または欠席しようとするときは、あらかじめその旨を教育長に届け出なければならない。

(会議公開の原則及び秘密会)

第4条 会議は公開とする。ただし、委員の発議により過半数の決議がある場合には、秘密会とすることができる。

(会議の順序)

第5条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 教育長の報告
- (3) 議事
- (4) その他
- (5) 閉会

2 開会及び閉会は教育長が行う。

(会議の発言)

第6条 会議において発言しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

2 2人以上が発言を求めたときは、教育長は先に発言を求めた者に発言をさせるものとする。

3 一議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

(動議の提出)

第7条 委員は動議を提出することができる。

2 教育長は、前項の規定により動議が提出されたときは会議にはかり、議題としての採否を決定しなければならない。

(採決)

第8条 教育長は、論旨が尽きたと認めたときは、会議にはかって採決しなければならない。

2 採決は教育長が異議の有無を会議にはかって行う。ただし、教育長は、必要があると認めるときは、会議にはかり投票によって採決することができる。

(修正の動議)

第9条 修正の動議は、原案の採決にさきだって可否を決する。

2 修正の動議が数件あるときは、原案にもっとも遠いものから順次採決する。

3 すべての修正動議が否決されたときは、原案について採決する。

(請願または陳情)

第10条 請願または陳情をしようとする者は、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。

(会議録)

第11条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

2 会議録には教育長が署名するものとする。

第12条 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席した教育長及び委員の氏名
- (3) 前号に掲げる者を除き、会議に出席した傍聴人以外の者の氏名
- (4) 教育長の報告要旨
- (5) 議題及び議事の概要
- (6) 議題となった動議を提出した者の氏名
- (7) 質問または討論をした者の氏名及びその要旨
- (8) 議決事項
- (9) その他必要と認める事項

(その他必要な事項)

第13条 この規則に定めるもののほか、会議その他議事の運営に関し必要な事項は、教育長が会議にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年6月27日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会会議規則の規定、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合公告式規則の規定、第3条の規定による空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則の規定、第4条の規定による空知教育センター規則の規定及び第5条の規定による空知教育センター組合教育委員会公印規則の規定は、平成18年3月27日から適用する。

附 則 (平成27年5月25日規則第1号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会会議規則、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会公告式規則、第3条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則及び第4条の規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会公印規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会会議規則、第2条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会公告式規則、第3条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則及び第4条の規定による改正前の空知教育センター組合教育委員会公印規則並びに第5条の規定による廃止前の空知教育センター組合教育委員会教育長職務代理に関する規則の規定は、なおその効力を有する。